

# 令和7年度 兵庫県会計年度任用職員採用選考案内

受付期間	令和7年2月4日(火)～令和7年2月18日(火) [必着]
試験日	令和7年3月1日(土) [予備日：令和7年3月4日(火)]
任用期間	令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
勤務場所	兵庫県企画部地域振興課(県立兵庫津ミュージアム)

## 1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	受験資格	勤務形態
展示企画・運営推進員	1名	兵庫県のなりたちや歴史、兵庫五国の魅力を発信する施設である「県立兵庫津ミュージアム」の展示企画・運營業務 ※歴史系ミュージアムでの勤務や類似の業務経験があることが望ましい。	「2受験資格」と同じ	週29時間 (原則 7時間 15分×週4日)

## 2 受験資格

- 任用の日に兵庫県立兵庫津ミュージアムで勤務可能な方
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当しない方  
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者  
イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けていない者(心神耗弱を理由とするもの以外)
- Word、Excel等のパソコン操作ができる方
- 学芸員資格を有する方(令和7年3月31日までに取得見込みを含む)
- 4年制の大学又は大学院の課程において、歴史学その他これに類する学科等を専攻して卒業又は修了した方(令和7年3月31日までに卒業又は修了見込みを含む)

## 3 選考方法

- 選考方法  
所定の応募書類及び面接試験による選考  
※ 応募書類による審査を通過した方に対して面接試験を実施します。
- 面接日時  
令和7年3月1日(土) [予備日：令和7年3月4日(火)]  
※ 面接試験の時間は申し込み後、別途お知らせします。
- 場所  
兵庫県立兵庫津ミュージアム事務局 ひょうごはじまり館3階  
〒652-0844 神戸市兵庫区中之島2丁目2-1 TEL 078-945-7645  
〔申込状況等により、上記以外の試験日程及び試験会場になることがあります。その場合は、申込者へ別途お知らせします。〕

## 4 申込先及び申込方法

応募書類を下記提出先まで持参又は郵送してください。

### (1) 応募書類

① 申込書兼職務経歴書（写真添付）

② 学芸員資格（見込含む）を有することを証明するもの

※ 上記②について、やむを得ない事情により申込時に間に合わない場合は、面接試験当日に必ず提出してください。

### (2) 提出先

兵庫県企画部地域振興課（兵庫県庁第2号館3階）[Tel:078-341-7711 内線:4688]

※ なお、2月26日（水）を過ぎても面接試験の実施日時等について案内が届かない場合は、2月27日（木）15時までに兵庫県企画部地域振興課へ電話で照会してください。

※ 郵送の場合の送付先住所...〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画部地域振興課 あて

※ 郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員応募書類在中」と朱書きしてください。

※ 申し込み後、提出された応募書類は返却しませんのでご注意ください。

## 5 選考結果の通知

選考結果は文書にて通知します。最終選考結果の通知時期は面接試験当日にお知らせします。

## 6 採用予定時期

採用は原則として令和7年4月1日（火）です。

※ 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。

※ 採用予定人数に達しない場合でも、試験成績が採用基準に満たないと判断した場合は、合格者としなないことがあります。

## 7 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（採用された年度の末日）までです。

（勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

## 8 勤務条件等

### (1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

月額 184,600円～202,100円

※ 報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 基本報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

### (2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給があります。

### (3) 期末手当・勤勉手当

年間計 4.6月（6月期 2.3月、12月期 2.3月（在職期間・勤務状況に応じた割り落としあり））

※ 【参考】 令和7年度の6月期は0.69～2.3月、12月期以降は2.3月支給見込み

※ 任期が6カ月以上、勤務時間が週15時間30分以上の方が対象

(4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

(5) 勤務時間

週29時間（原則 7時間15分×週4日）

(6) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇(有給・週3日以上勤務)等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

(7) 社会保険

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険 ※週の勤務時間等、要件を満たす場合に参加

(8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 9 その他

(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 資格を必要とする項目について「取得見込み」で受験した方が、それを取得できなかった場合には採用されません。

(3) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(4) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

(5) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

(6) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。